

(6) 利子所得等の課税状況

区 分	課 税 分		非 課 税 分	
	支 払 金 額	源泉徴収税額	老人等非課税、財形貯蓄非課税分支払金額	その他非課税分支払金額
平成8年度	295,578,510	44,398,608	114,391,643	151,499,070
9	222,306,117	33,396,743	122,932,655	103,220,094
10	179,056,520	26,867,404	125,996,473	67,146,009
11	168,567,728	25,279,740	125,286,064	58,807,740
12	809,201,069	120,990,847	371,238,321	44,509,043
13	892,396,085	134,749,817	343,769,716	48,559,851
公社債	756,083	112,912	68,404,548	4,803
債	1,134,449	173,331	54,801	21,435,233
預貯金	828,049,285	125,118,247	264,007,842	2,648,780
郵便貯金	37,822,899	5,662,088	5,438,819	6,846,000
銀行以外の金融機関の預金	17,106,095	2,553,940	5,315,161	17,347,119
勤務先預金の利子	3,303,468	495,190	42,619	-
合同運用信託の収益の分配	1,652,996	248,692	505,845	264,529
公社債投資信託の収益の分配	44,475	6,670	-	-
小計	889,869,750	134,371,070	343,769,635	48,546,464
定期積金の給付補てん金等	2,397,368	358,886	-	13,387
匿名組合契約等に基づく利益の分配、生命保険等の差益	128,967	19,861	81	-
割引債の償還差益	-	-	-	-
計	892,396,085	134,749,817	343,769,716	48,559,851

調査対象等：平成13年2月から平成14年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

- (注) 1 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分支払金額」は、所得税法第9条の2（老人等の郵便貯金の利子所得の非課税）のほか、第10条（老人等の少額貯金の利子所得等の非課税）、租税特別措置法第4条（老人等の少額公債の利子の非課税）、第4条の2（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）及び第4条の3（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）に規定する非課税分である。
- 2 「その他非課税分支払金額」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託に係る非課税）のほか、租税特別措置法第5条（納税準備預金の利子の非課税）及び第8条（金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用）等に規定する非課税分である。

(7) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分			非 課 税 分	
	人 員	支払金額	源泉徴収税額	人 員	支 払 金 額
	人	千円	千円	人	千円
平成8年度	1,322,404	63,555,325	12,711,015	32,294	20,018,113
9	1,301,829	60,031,534	12,006,058	4,713	2,435,736
10	1,424,043	55,308,311	11,061,613	7,321	2,648,736
11	1,747,178	54,598,455	10,919,035	7,032	2,531,227
12	1,871,250	61,611,654	12,322,068	6,116	2,263,262
13	1,937,757	63,745,141	12,747,687	7,839	3,805,068
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等	1,937,757	63,718,300	12,743,660	7,839	3,805,068
公募・私募証券投資信託の収益の分配及び特定株式投資信託の収益の分配	-	26,841	4,027	-	-
計	-	63,745,141	12,747,687	-	3,805,068

調査対象等：配当等の支払者から平成14年4月30日までに提出された「法定資料の合計表（支払調書）」及び平成13年2月から平成14年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(単位：千円)

合 計		区 分	
支 払 金 額	源泉徴収税額		
561,469,223	44,398,608	平 成 8 年 度	
448,458,866	33,396,743	9	
372,199,002	26,867,404	10	
352,661,532	25,279,740	11	
1,224,948,433	120,990,847	12	
1,284,725,652	134,749,817	13	
69,165,434	112,912	公	債
22,624,483	173,331	社	債
1,094,705,907	125,118,247	郵 便 貯 金	} 預貯金
50,107,718	5,662,088	銀 行 預 金	
39,768,375	2,553,940	銀行以外の金融機関の預金利子	
3,346,087	495,190	勤務先預金の利子	
2,423,370	248,692	合同運用信託の収益の分配	
44,475	6,670	公社債投資信託の収益の分配	
1,282,185,849	134,371,070	小 計	
2,410,755	358,886	定期積金の給付補てん金等	
129,048	19,861	匿名組合契約等に基づく利益の分配、生命保険等の差益	
-	-	割引債の償還差益	
1,284,725,652	134,749,817	計	

3 「課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。なお、源泉分離選択課税は個人のみが適用を認められている。

4 「割引債の償還差益」の「支払金額」及び「源泉徴収税額」は、租税特別措置法第41条の12（償還差益に対する分離課税等）に規定する課税分であり、個人のほか、法人の受取分も含まれている。

5 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分支払金額」には、昭和63年3月31日以前の制度下における所得税法第10条（少額預金の利子所得等の非課税）、租税特別措置法第4条（少額公債の利子の非課税）及び第4条の2（勤労者財産形成貯蓄の利子所得等の非課税）に規定する非課税分が含まれているものがある。

源泉分離（選択）課税適用分			合 計		区 分
人 員	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額	
人	千円	千円	千円	千円	平 成 8 年 度
3,861	734,642	257,125	84,308,080	12,968,140	9
3,472	527,071	184,475	62,994,341	12,190,533	10
4,987	415,942	145,580	58,372,989	11,207,193	11
4,286	415,022	145,294	57,544,704	11,064,329	12
3,561	313,820	109,837	64,188,736	12,431,905	13
4,723	353,068	121,263	67,903,277	12,868,950	
4,723	341,511	119,529	67,864,879	12,863,189	利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等
-	11,557	1,734	38,398	5,761	公募・私募証券投資信託の収益の分配及び特定株式投資信託の収益の分配
-	353,068	121,263	67,903,277	12,868,950	計

(注) 1 この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。

2 「非課税分」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託に係る非課税）に規定する非課税である。

3 「一般課税分」には、個人のほか法人の受取分も含まれている。なお、源泉分離選択課税は個人のみが適用を認められている。